

資料4 追加費用について

犯罪被害者法律援助

上限5万円

通訳・翻訳がある場合 上限10万円

上限10万円

費用(実費)相当分
5,000円

追加費用

交通費等実費 ←民間業者によるDNA鑑定費用を含む

通訳・翻訳・謄写費用実費
(=10万円-(費用(実費)相当分+交通費等実費))

◆通訳・翻訳

- 通訳費の1回当たりの上限額は27,500円
 - ・通訳時間が1時間以内の場合 11,000円
 - ・1時間を超える場合には延長10分毎に 1,100円
 - ・翻訳「A4サイズ」1枚当たり 4,950円
- 通訳人の移動時間・待機時間等は支払対象外
- 通訳人の出張が必要な場合は5,500円(交通費や日当的なものを含めた概算額)を加算する。ただし、5,501円以上の交通費が必要な場合11,000円を加算する。

◆医師その他の専門家の意見書等

- ・医師等から鑑定書等について助言を得る場合 33,000円
- ・医師等の助言に当たり、医師等が「当事者」と面会する必要がある場合(面会1回毎に) 22,000円
- ・医師等に意見書を作成してもらう場合 55,000円~100,000円

※裁判所でDNA鑑定の嘱託鑑定を実施した際は上限10万円の加算の対象となるが、民間業者によるDNA鑑定は対象とならない。

注：追加費用が生じた場合は、5万円を上限に実費相当分を請求することができます。通訳・翻訳・記録謄写が生じた場合には、上限額が10万円に増額されます。ただし、その増額は通訳・翻訳・記録謄写費用実費のみが対象となります。また、医師その他の専門家が意見書を作成する場合には、別途10万円を上限に実費相当額を請求できます。ただし、意見書作成費用が10万円未満であっても、上限額との差額分を交通費や通訳費等その他の費用の超過分に充当することはできません(費目間の流用はできません。)。たとえば、以下のように請求することはできません。

参考：誤った例

交通費等実費	通訳等実費	通訳等実費	意見書等
費用(実費)相当分と併せて6万円	4万円	5万円	5万円

※すべて消費税込みの金額です

難民認定に関する法律援助

上限20万円

費用(実費)相当分
2万円、3万円
または5,000円

追加費用

◆通訳・翻訳

- 通訳費の1回当たりの上限額は27,500円
 - ・通訳時間が1時間以内の場合 11,000円
 - ・1時間を超える場合には延長10分毎に 1,100円
 - ・翻訳「A4サイズ」1枚当たり 4,950円
- 通訳人の移動時間・待機時間等は支払対象外
- 通訳人の出張が必要な場合は5,500円(交通費や日当的なものを含めた概算額)を加算する。ただし、5,501円以上の交通費が必要な場合11,000円を加算する。

※すべて消費税込みの金額です

資料4 追加費用について

外国人に対する法律援助

上限5万円	通訳・翻訳がある場合 上限20万円	上限10万円
-------	-------------------	--------

費用(実費)相当分 2万円または5,000円	追加費用 交通費等実費 ←民間業者によるDNA鑑定費用を含む 通訳・翻訳 (=20万円-(費用(実費)相当分+交通費等実費))	医師その他専門家意見書等
---------------------------	---	--------------

◆通訳・翻訳

- 通訳費の1回当たりの上限額は27,500円
 - ・通訳時間が1時間以内の場合 11,000円
 - ・1時間を超える場合には延長10分毎に 1,100円
 - ・翻訳「A4サイズ」1枚当たり 4,950円
- 通訳人の移動時間・待機時間等は支払対象外
- 通訳人の出張が必要な場合は5,500円(交通費や日当的なものを含めた概算額)を加算する。ただし、5,501円以上の交通費が必要な場合11,000円を加算する。

◆医師その他の専門家の意見書等

- ・医師等から鑑定書等について助言を得る場合 33,000円
- ・医師等の助言に当たり、医師等が「当事者」と面会する必要がある場合(面会1回毎に) 22,000円
- ・医師等に意見書を作成してもらった場合 55,000円~100,000円

※裁判所でDNA鑑定の囑託鑑定を実施した際は上限10万円の加算の対象となるが、民間業者によるDNA鑑定は対象とならない。

注：追加費用が生じた場合は、5万円を上限に実費相当分を請求することができます。通訳・翻訳が生じた場合には、上限額が20万円に増額されます。ただし、その増額分は通訳・翻訳費用実費のみが対象となります。また、医師その他の専門家が意見書を作成する場合には、別途10万円を上限に実費相当額を請求できます。ただし、意見書作成費用が10万円未満であっても、上限額との差額分を交通費や通訳費等その他の費用の超過分に充当することはできません(費目間の流用はできません。)。たとえば、以下のように請求することはできません。

参考：誤った例

交通費等実費 費用(実費)相当分と併せて8万円	通訳等実費 12万円	+ 通訳等実費 5万円 意見書等 5万円
----------------------------	---------------	-------------------------

※すべて消費税込みの金額です

子どもに対する法律援助

上限5万円	通訳・翻訳がある場合 上限10万円	上限10万円
-------	-------------------	--------

費用(実費)相当分 2万円または5,000円	追加費用 交通費等実費 ←民間業者によるDNA鑑定費用を含む 通訳・翻訳 (=10万円-(費用(実費)相当分+交通費等実費))	医師その他専門家意見書等
---------------------------	---	--------------

◆通訳・翻訳

- 通訳費の1回当たりの上限額は27,500円
 - ・通訳時間が1時間以内の場合 11,000円
 - ・1時間を超える場合には延長10分毎に 1,100円
 - ・翻訳「A4サイズ」1枚当たり 4,950円
- 通訳人の移動時間・待機時間等は支払対象外
- 通訳人の出張が必要な場合は5,500円(交通費や日当的なものを含めた概算額)を加算する。ただし、5,501円以上の交通費が必要な場合11,000円を加算する。

◆医師その他の専門家の意見書等

- ・医師等から鑑定書等について助言を得る場合 33,000円
- ・医師等の助言に当たり、医師等が「当事者」と面会する必要がある場合(面会1回毎に) 22,000円
- ・医師等に意見書を作成してもらった場合 55,000円~100,000円

※裁判所でDNA鑑定の囑託鑑定を実施した際は上限10万円の加算の対象となるが、民間業者によるDNA鑑定は対象とならない。

注：追加費用が生じた場合は、5万円を上限に実費相当分を請求することができます。通訳・翻訳が生じた場合には、上限額が10万円に増額されます。ただし、その増額分は通訳・翻訳費用実費のみが対象となります。また、医師その他の専門家が意見書を作成する場合には、別途10万円を上限に実費相当額を請求できます。ただし、意見書作成費用が10万円未満であっても、上限額との差額分を交通費や通訳費等その他の費用の超過分に充当することはできません(費目間の流用はできません。)。たとえば、以下のように請求することはできません。

参考：誤った例

交通費等実費 費用(実費)相当分と併せて6万円	通訳等実費 4万円	+ 通訳等実費 5万円 意見書等 5万円
----------------------------	--------------	-------------------------

※すべて消費税込みの金額です

資料4 追加費用について

精神障害者に対する法律援助

心神喪失者等医療観察法法律援助

高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助

上限5万円

通訳・翻訳がある場合 上限10万円

上限10万円

費用(実費)相当分
5,000円

追加費用

交通費等実費 ←民間業者によるDNA鑑定費用を含む

通訳・翻訳
(=10万円-(費用(実費)相当分+交通費等実費))

医師その他専門家意見書等

◆通訳・翻訳

- 通訳費の1回当たりの上限額は27,500円
 - ・通訳時間が1時間以内の場合 11,000円
 - ・1時間を超える場合には延長10分毎に 1,100円
 - ・翻訳「A4サイズ」1枚当たり 4,950円
- 通訳人の移動時間・待機時間等は支払対象外
- 通訳人の出張が必要な場合は5,500円(交通費や日当的なものを含めた概算額)を加算する。ただし、5,501円以上の交通費が必要な場合11,000円を加算する。

◆医師その他の専門家の意見書等

- ・医師等から鑑定書等について助言を得る場合 33,000円
 - ・医師等の助言に当たり、医師等が「当事者」と面会する必要がある場合(面会1回毎に) 22,000円
 - ・医師等に意見書を作成してもらった場合 55,000円～100,000円
- ※裁判所でDNA鑑定の嘱託鑑定を実施した際は上限10万円の加算の対象となるが、民間業者によるDNA鑑定は対象とならない。

注：追加費用が生じた場合は、5万円を上限に実費相当分を請求することができます。通訳・翻訳が生じた場合には、上限額が10万円に増額されます。ただし、その増額は通訳・翻訳費用実費のみが対象となります。また、医師その他の専門家が意見書を作成する場合には、別途10万円を上限に実費相当額を請求できます。ただし、意見書作成費用が10万円未満であっても、上限額との差額分を交通費や通訳費等その他の費用の超過分に充当することはできません(費目間の流用はできません)。たとえば、以下のように請求することはできません。

参考：誤った例

交通費等実費 費用(実費)相当分と併せて6万円	通訳等実費 4万円	+	通訳等実費 5万円	意見書等 5万円
----------------------------	--------------	---	--------------	-------------

※すべて消費税込みの金額です